

## 一般競争入札の公告

滋賀県立大学事務用情報端末借入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。）第 4 条の規定により公告する。

平成 30 年 7 月 30 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣 川 能 嗣

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立大学事務用情報端末(搬入、動作確認、納品後の各種サポート業務等を含む。)一式
- (2) 借入物品の特質等 入札仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 30 年 10 月 1 日(月)から平成 35 年 9 月 30 日(土)まで
- (4) 借入場所 滋賀県立大学 大学管理棟他 彦根市八坂町 2500
- (5) 借入物品の納入期限 平成 30 年 9 月 28 日(金)まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第 3 条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 過去 5 年間に大学機関、または官公庁(国および地方公共団体)と、この公告に示した契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号までまたは第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告に示した借入物品を第三者をして貸し付けさせようとする者にあつては、当該借入物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けさせる能力を有する者であること。
- (7) この公告に示した借入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- (8) 入札参加者またはその代理人は(6)および(7)に掲げる資格を有することを証する書類を平成 30 年 8 月 17 日(金)17 時までに(9)イに示す場所に提出しなければならない。(8 月 13 日～15 日は除く)
- (9) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書に示す「入札参加資格確認申請書」(以下「資格確認申請書」という。)および「契約実績報告書」、「機能証明書」をイに示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。

ア 資格確認申請書、契約実績報告書および機能証明書の提出期間 平成 30 年 7 月 30 日(月)から平成 30 年 8 月 9 日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の 9 時から 17 時まで。

イ 資格確認申請書、契約実績報告書および機能証明書の提出場所および問い合わせ先 滋賀県立大学事務局経営企画課(企画情報係) 〒522-8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8506

- (10) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者は、入札説明書交付時に「一般競争入札参加資格審査申請書」を受け取り、提出しなければならない。「一般競争入札参加資格審査申請書」が提出された場合は、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間 (9)アと同じ

イ 一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所および問い合わせ先 (9)イと同じ

### 3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 2(9)イと同じ
- (2) 契約条項を示す期間 平成 30 年 7 月 30 日(月)から平成 30 年 8 月 17 日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の 9 時から 17 時まで。(8 月 13 日～15 日は除く)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、2(9)イに示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 30 年 8 月 6 日(月)10 時 30 分滋賀県立大学図書情報センター 2 階会議室
- (5) 入札の日時および場所 平成 30 年 8 月 21 日(火)10 時 30 分 滋賀県立大学図書情報センター 2 階会議室
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。

### 4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規則第 4 号)

および取扱規程の規定によるものとする。

- (2) 入札金額は、1月当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 5 落札者の決定基準に関する事項

- (1) 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行することができると公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

#### 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は平成30年8月9日（木）17時までに手続を行うこと。

#### 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 取扱規程第15条に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

#### 8 郵便等による入札の可否 否

#### 9 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約責任者に提出しなければならない。
- (3) その他 詳細は、入札説明書および入札仕様書による。